

2023年10月5日

各位

委託会社名 Global X Japan 株式会社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 姜昇浩
担当者の役職氏名 経営企画部 仁木 大介
(連絡先 03-5656-5274)

上場投資信託（ETF）の信託約款変更のお知らせ

当社は、下記のとおり、上場投資信託（ETF）の投資信託約款の変更を行うことを本日決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 銘柄名（銘柄コード）

グローバルX S&P500 配当貴族ETF (2236)

2. 変更内容

当ファンドと実質的に同一の運用の基本方針を有する「グローバルX S&P500 配当貴族マザーファンド」を新設し、当該マザーファンドの受益証券を主要投資対象とするため、信託約款の所要の変更を行いません。

現行の主要投資対象 : 米国の金融商品取引所に上場している株式（DR（預託証券）を含みます。）

変更後の主要投資対象 : グローバルX S&P500 配当貴族マザーファンドの受益証券

3. 変更理由

当ファンドをファミリーファンド方式に変更し、実質的な運用をマザーファンドで行なうことにより、当該マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドからの資金流入が見込め、より効率的な運用が可能になると判断したため。

4. 日程

2023年10月11日まで 金融庁へ届出

2023年10月12日 変更日

GLOBAL X

投資信託約款の新旧対照表

| 変更後 | 現行 |
|---|--|
| <p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 <u>グローバルX S&P 500配当貴族マザーファンド</u> (以下「マザーファンド」といいます。)の<u>受益証券</u>を主要投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 主として、<u>マザーファンドの受益証券を通じて、米国の金融商品取引所に上場している株式 (DR (預託証券) を含みます。以下同じ。)</u>に投資し、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、対象株価指数を円換算した値の変動率に一致させることをめざします。</p> <p>② <u>マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、株価指数先物取引、ETF (上場投資信託証券) を利用することがあります。</u>このため、株式等の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</p> <p>③ <u>マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態</u>で高位に維持することを基本とします。</p> <p>④ <u>為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。</u></p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① <u>マザーファンドの受益証券への投資制限</u> <u>マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。</u></p> <p>② <u>株式への投資制限</u> <u>株式への実質投資割合には、制限を設けません。</u></p> <p>③ <u>投資信託証券への投資制限</u> <u>投資信託証券 (マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)</u>への<u>実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</u></p> <p>④ <u>外貨建資産への投資制限</u> <u>外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</u></p> <p>(有価証券および金融商品の指図範囲等)</p> <p>第17条 委託者は、信託金を、主として<u>Global X Japan株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたグローバルX S&P500配当貴族マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)</u>の受益証券</p> | <p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 <u>米国の金融商品取引所に上場している株式 (DR (預託証券) を含みます。以下同じ。)</u>を主要投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 主として、<u>米国の金融商品取引所に上場している株式に投資し、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、対象株価指数を円換算した値の変動率に一致させることをめざします。</u></p> <p>② <u>運用の効率化を図るため、株価指数先物取引、ETF (上場投資信託証券) を利用することがあります。</u>このため、株式等の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 <u>(新 設)</u></p> <p>③ <u>為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(3) 投資制限 <u>(新 設)</u></p> <p>① <u>株式への投資制限</u> <u>株式への投資割合には、制限を設けません。</u></p> <p>② <u>投資信託証券への投資制限</u> <u>投資信託証券 (上場投資信託証券を除きます。)</u>への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>③ <u>外貨建資産への投資制限</u> <u>外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</u></p> <p>(有価証券および金融商品の指図範囲等)</p> <p>第17条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。</p> |

GLOBAL X

ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。また、保有する有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限り、)をもってマザーファンドの受益証券に投資することを指図することができます。

(以下略)

②～③ (略)

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。))な投資信託証券(以下「上場投資信託証券」といいます。)を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第28条 (略)

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項において、マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(以下略)

②～③ (略)

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。))な投資信託証券(以下「上場投資信託証券」といいます。)を除きます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(新 設)

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第28条 (略)

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(新 設)

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

GLOBAL X

| | |
|---|---|
| <p>(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)</p> <p>第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。</p> <p>(再投資の指図)</p> <p>第34条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。</p> | <p>(有価証券売却等の指図)</p> <p>第33条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。</p> <p>(再投資の指図)</p> <p>第34条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。</p> |
|---|---|

以上